

投票保管袋

選挙の名称

選挙の日時 平成 年 月 日

封印者

選挙管理者

①

選挙立会人

①

選挙立会人

①

(注)

1. 3名の印影で封印すること。 (選挙規程第21条第4項)
2. 次の同職の選挙まで選挙管理者が保管すること。 (選挙規程第21条第4項)
3. 次の同職の選挙後焼却し、その経過を文書で組会に報告すること。

(選挙規程第21条第5項)

広陵東組